

質問者氏名 青 木 早 苗
目 安 時 間 6 0 分

1 所信表明と行財政運営について

目黒区は、厳しい財政状況の中で、平成26年度までの緊急財政対策において、区のすべての事業を点検し、さまざまな見直しや歳入確保に取り組み、平成27年度決算では、財政状況が大きく改善するという成果につながりました。そのような状況を踏まえての平成29年度の行財政運営では、山積する課題を迅速に解決するための積極的な取り組みが必要となってきます。

- (1) 所信表明は、4期目当選後として初めてのものとなります。平成29年度に向けて区政を担っていく決意を述べていますが、4期目に当たって、何か新しい工夫をされたのでしょうか。取り組み姿勢や方針など、これまでの所信表明との違いはどのような点でしょうか。
- (2) 区長選挙では、「行財政改革のアクションプログラム」、「まちの安全・安心のアクションプログラム」、「子育て・教育・福祉・健康のアクションプログラム」、「環境問題のアクションプログラム」を公約として掲げていますが、4つのアクションプログラムは29年度の行財政運営にどう反映していくのでしょうか。
- (3) 実施計画事業費は、平成22年度から26年度は約312億円、財政健全化中に策定した平成25年度から29年度は約136億円でしたが、緊急財政対策後の平成27年度から31年度は約201億円と、

200億円を超える規模となりました。

保育所や学童保育クラブの待機児童対策、建築物の耐震化や不燃化促進、小・中学校の更新需要など山積する多くの課題や、区財政の改善状況を踏まえて、29年度に改定していく実施計画については、現在の計画規模より拡充するのでしょうか。今考えている実施計画の規模の方向性や、改定にあたっての課題を伺います。

2 福祉と健康について

健康で長生きしたいというのは私たち皆の願いです。

平成27年度の国勢調査では、目黒区の65歳以上人口の比率は20.0%で、5人に1人が65歳以上ですが、目黒区人口ビジョンでは、平成42年には区民の4人に1人が高齢者になるという推計値が出ています。

来年度も目黒区では、特別養護老人ホームの整備支援に取り組んでいきます。今後の高齢者、要介護者の増加を見越してのことで、適切に手を打っていると思いますが、特養ホームの整備だけで大丈夫でしょうか。

- (1) 今後の高齢者数の急激な増加を見据えた、区としての中・長期的な対応について、どのように取り組んでいくのか伺います。
- (2) 区民向けの啓発冊子「健康づくり実践ガイド」が配られました。パンフレットだけでなく、私たちの背中を押してくれるような施策を展開していただきたいと思います。健康寿命をさらに延ばす取り組みとして、今後どのようなことを進めていくのでしょうか。
- (3) オリンピック・パラリンピックの開催は、スポーツを通じた区民の健康増進の絶好の機会です。中央体育館も改修され、より使いやすくなることを期待していますが、改修後の体育館を区民の健康づくりにどう生かしていくのでしょうか。

3 健やかなめぐるの子どもたちを育む教育について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正で、新たに区長が任命する教育長の制度ができ、総合教育会議の設置や教育に関する大綱の制定などの制度が導入されることになり、教育委員長と教育長が一本化され、いじめ問題などにも迅速に対応できる教育行政の責任者として、3年任期の教育長が制度化されました。

現在、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の取り組

み、学力向上のための教育の一層の充実、特別支援教育の充実、学習指導要領の改訂への対応など、学校教育プランの改定も進んでいます。

学校教育プラン素案では、子どもたちの「体力向上の施策」にも触れています。また、東京都は子どもたちの体力低下対策として、スーパーアクティブスクールを指定して体力向上の取り組みを推進しています。

- (1) 新制度の教育長として就任後、昨年10月以降の目黒区教育委員会の体制や教育への取り組みについて、どのような変化や効果があったのでしょうか。
- (2) 平成29年度からスタートする新しい学校教育プランの目黒区としての特徴はどのようなものか、そして、29年度中に具体化していく施策としてはどのようなものがあるのでしょうか。
- (3) 学校教育プラン素案の体力向上の施策の中には、オリンピックやパラリンピアンと交流する機会の充実がありますが、意欲を伸ばすための何か具体的な仕掛けづくりとして、体力のさらなる向上に向け、オリンピック・パラリンピックを見据えためぐろの子どもたちへの区独自の取り組みは考えられないのでしょうか。

質問者氏名 松 田 哲 也

目安時間 60分

1 行政のスリム化について

勤労者サービスセンター等の廃止や専門定型業務の外部委託や包括業務管理を進めて、行政から民間への移譲と行政の効率化を図るべきだと考える。行政と職員の徹底した負担軽減で生まれる新たな資源を、求められている需要(2以降の質問事項)に投下すべきだと考えるがいかがか。

2 少子高齢化対策について

- (1) 保育所整備だけでは追いつかない待機児童対策として、ベビーシッター利用助成をはじめとした現金支給を導入すべきだと考えるがいかがか。
- (2) 高齢者の健康長寿化のために、高齢者センター等でのサービスメニューを、さらに娯楽的要素を取り入れた多彩なものにして利用促進を

図り、ひいては増え続ける行政コストも抑制する施策を展開すべきだと考えるがいかがか。

3 東京五輪に向けた教育について

(1) I O Cが草の根交流として高く評価し開催各国も取り組んできた一校一国運動を、目黒区において全校で展開すべきだと考えるがいかがか。

(2) 異文化交流の原点は自国の文化を知ることだが、五輪に向けてあと約3年で、日本の伝統文化に関する教育を、さらに深めていくべきだと考えるがいかがか。

4 震災対策について

(1) 災害時に重要なのは人をつなぎ命をつなぐ情報だ。電話やメールが不通でもネットで情報をやり取りする事は出来る。避難所となる場所全てに早急に、耐震性を備えたW i - F i環境を整備すべきだと考えるがいかがか。

(2) 全ての電源が落ちても最低限の電源が継続的に得られるように、避難所において、太陽光発電や蓄電等の整備が必要だと考えるがいかがか。

(3) 上記の環境や電源を誰もが生かせるようマイクロU S Bケーブルや、さらには最後に頼りとなる手回し式充電器も備蓄すべきだと考えるがいかがか。

質問者氏名 坂 本 史 子

目 安 時 間 6 0 分

1 区長所信表明について（区長の政治姿勢と区における諸課題について）

(1) すべての政策に通底する平和と人権の政策について

今年5月3日は日本国憲法が施行されて70年（沖縄は「復帰」45年）だ。

同時に女性参政権行使70年（1946年4月10日）でもある。この時約1,360万人の女性が初めて投票した（内閣府男女共同参画局）。その後年月を経て雇用機会均等法、改正均等法などが成立。

しかし企業の門前で憲法は立ち止まると言われる現状は改善せず、電通労働者の過労自殺や、過労死の状況も改善には程遠い。今こそ憲法原則が、労働現場で、生活の中で、必要とされ活かされるべき時であるが自治体のあるべき姿、首長の姿勢を問う。

世界では「難民問題」や、人種や民族・宗教などを理由にした衝突が多発し、国内においてもインターネットを使った人権侵害事件等、後を絶たない状況だ。これに対し、不十分ではあるが様々な「差別解消法」が成立してきた。

ア 区長が、憲法施行70年に当たっての声明又は行事、女性参政権行使70年声明又は行事、または核兵器廃絶についての声明又は行事を行うことについて伺う。

イ 2014年12月I O C総会「オリンピック・アジェンダ2020」で「性的志向による差別の禁止を盛り込む」との文言が採択された。

国内では同性婚に類する制度を持っている自治体は、現在、渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、札幌市などである。目黒区においても広報や行政計画において啓発事業を行ってはいるが、「住みたいまちめぐろ」こそ多様性を誇る「パートナーシップ条例（制度）」を制定するにふさわしい都市と考える。もちろん人権政策を進める観点からも、条例や制度を創るべきと思うが伺う。

(2) めぐろの住民参加・参画、コミュニティ政策についての将来像を示せ、について

当初は町会役員にも周知不徹底なまま強引に進められようとしているのが、「目黒区のコミュニティ施策」。その「地域コミュニティ検討会」は20人で、町会・住区・PTA・商店街など団体推薦のみで、副区長など3名の区幹部職員が入るもの。公募区民もなし、地域活動団体の参加もなし。

コミュニティと住民参加・区民協働は表裏一体。その検討会に広く区民意見を求めないなど考えられない。批判的意見は受け付けないということか。11月から検討会が開かれて2回目が終わり、様々な意見も出されている。

福祉計画は区民の参加のもとに5年ごとの改定を行っている。また

区民による積極的な福祉政策への参画を法は規定している。さらに各区・各自治体は協働推進室などを置いて、横断的な住民参加・参画政策を取っている。

我が区の組織的には、地域政策室はもちろん、福祉、地域振興、企画経営や区民の声や広報も入ってくるし、社会福祉協議会なども入るべきだ。

基本計画改定に密接に絡んでくるわけで、区長は自ら目黒区のコミュニティのあるべき姿、将来像を示し、現在の検討会は中断して幅広く市民活動やNPO、一般区民から参加を得て、ワークショップなどの手法を使って区民参加によるコミュニティ政策を進めるべきだがどうなのか伺う。

(3) 行政事務と番号制度について（情報連携問題と住民税特別徴収通知書安全問題について）

マイナンバーカード関連システムでたびたびトラブルが発生し、マイナンバーカードを発行する地方公共団体情報システム機構は、システムを作成した富士通など5社に対し、計1億9,450万円の損害賠償を求めた。

トラブル続きの上、住基ネットと違い法定受託事務であるから自治体の財政負担はないはずだが、多額の持ち出し状況となっている。行政事務の効率化は進まず、負担だけがのしかかっている。住民の利便も向上していない。「メタ情報」入りの写真ファイル（JPEG形式）の投稿でインターネット上ではプライバシーは丸見えで、マイナポータルでインターネットにつなげば、個人番号カードの普及策として保険証や身分証明証との一体化が進められているが、特定個人情報とつながったあらゆる情報がインターネットから盗まれ、現状からは格段に酷い被害が起こる危険性がある現代だ。

ア 情報連携の問題と限定条例をつくることについて

事実上情報連携ネットワークシステムは、「一元管理」になっていて、従来1,800自治体に分散管理されていた全住民情報が集中され、不正アクセスされれば一挙に漏えいする危険が生まれる。

自治体が提供しない事務を規定した条例（「限定条例」）が未整備なまま、利用条例だけが先行している。法定の事務では提供が義務

付けられるが（番号法22条）、条例で利用する事務の場合、情報提供を求められた自治体側に提供する義務はない。番号法26条のただし書きにより、自治体は条例で提供する特定個人情報限定し個人情報保護委員会に届けておけば提供しないことができる。自治体の自治的判断によって提供をコントロールできる規定である限定条例を制定し活用すべきだが伺う。

イ 住民税の特別徴収通知書への個人番号記載に係る保護措置について

目黒区から事業主に対して送付する特別徴収税額通知にマイナンバーを記載するよう総務省は通知で自治体に求めた。が、会社に提供を拒否した従業員、保管安全管理措置が講じられていない会社にも、本人の同意なく区から通知されることとなる。個人番号については、社会保障・税金・災害にしか現行法ではその利用が許されていない。嚴重に管理されるべき個人番号が普通郵便で送付されるのは問題であり、番号記載しない区や簡易書留で送る区などがある。目黒区の安全対策について聞く。

2 学校施設整備および新学習指導要領評価について

新学習指導要領は2020年度実施、2018年度より一部先行実施とされる。これまでとは違って、指導方法や評価にまで言及している。現状で過密な授業時間日数でこれ以上入らない分を早朝、昼休みの「授業を細切れで行う」15分間モジュールなどを例示。アクティブラーニングを教科教育や特別活動、道徳教育、部活動まで貫くものとして強調し、「教師は授業で説明しない方がいい」、基礎学力を身に付けさせるための従来の指導がいきなりALへ置き換えられる（方法論、技術論だけの）危険が指摘されている。

ネット依存の疑いがある中・高生推計51万8千人（13年夏厚労省）、不登校生徒数の増、教員の長時間労働（連合総研調べ）など学校を取り巻く環境は国の方針で改善するのか、悪化させているのではないか。

教育課程届は各学校の実情に応じ話し合い作られてきた。当事者本位の自由な校風の学校を取り戻すことが必要だ。

また、引き続き「東京一極集中」状況であることや都知事発言など、その間は年少人口も増加傾向であり、学校施設整備への注力も必要だ。

- (1) 目黒区での年少人口の増加で現状の区立中学校統廃合計画が実態に合わなくなっている。現在、「目黒区立大鳥中学校の統合による成果・課題の検証の進め方について」に基づき、その成果や課題をまとめ、学校運営および南部・西部地区の区立中学校統合方針の検証が行われているが、区内における年少人口の中・長期的見通しと教育財産の有効利用・複合施設化を見据えた見直しを行うことについて伺う。
- (2) 今後の学校校舎等施設整備における木造校舎を含む国産材使用の促進について伺う。
- (3) 新学習指導要領における人間（子ども）像に抗して、目黒区の教育伝統を堅持した「自由」で本来の一人ひとりの子どもらの人格形成に資するための教育に必要な教職員の確保を行うべきであるから、人事権を区教委が持つことなどの分権改革を都に要求し、少人数学級編成のための人員確保を行うこと（学校事務職員の定数確保、旧通級学級担任の定数確保を含む）について伺う。

3 区内福島避難者支援について

「子どもを守りたい一心で故郷を後にしました。死にものぐるいで、避難生活を続け、何とかやってきた矢先なのに……………私たちの命綱を切るんですか」（避難者の言葉より）

福島第一原発事故から6年、この3月をめぐりに住宅提供が打ち切られる区域外県外避難者は12,436世帯で、2月10日に東京都等の第3次個別調査前で、4月以降の住まい未確定の方は7割という。子ども被災者支援法は移住の権利をうたっており、災害救助法による住宅支援では被害者を守り切れないのに、住まいを失う、または経済的に困窮する、家族がバラバラになる、ようやく慣れた環境から出なくてはならないなど、さらなる困難の中に避難者は置かれる。当事者のみなさんも福島県が率先して、被害者救済のために、国に延長の要求をするべきと何度も何度も行動を続けてきた。そして区はこれまで区域内避難者への住宅提供、サロン事業・相談事業の一部、福祉的政策を行ってきた。

国は国策として行ってきた原発の事故被害者を、一人も路頭に迷わすことなく救済すべきであることはもちろんだが、東京都とも協力し、目黒区はすべての区内避難所の、当事者の身になった支援を行うべきだが、その支援策について伺う。

4 羽田空港増便計画とオスプレイ首都圏配備計画について

羽田空港の国際線発着回数を増やすために、東京都心上空を通過する新ルートの一部は横田空域を飛行する。新聞報道では米側は実務者間での調整で飛行を了承しているという。

現状、羽田空港の管制空域西側に横田空域が隣接していて、多くの旅客機が迂回を強いられている。羽田の機能を最大限活用すると言うなら、根本的な解決が必要なはずだ。

一方、木更津市へのオスプレイ配備（整備基地化）によりホバリングのための基地内使用を初め、東京湾、相模湾を飛行することになる。今後本格的な配備が横田基地へも始まることになれば、米軍が管制権を持つ「横田空域」が首都圏の空に大きく広がっている状況下で、羽田空港増便計画で各区上空を通過する民間機との安全確保策の確保は急務ではないか。首都圏の空は、その飛行ルートは限られ過密化しているのだ。

目黒区上空を通過することによる新ルート問題は、以上のことを初め多くの課題を抱えている。国は住民に説明責任を果たしているとは到底言いがたい。目黒区として単独で、または飛行経路に当たる関係区で共同して羽田増便計画（問題）について、教室型住民説明会を国が必ず実行することについて、区は責任を持って交渉に臨め、について伺う。

以 上